

2020.03.13

### 3 お申込み方法

借入を希望される場合は、所定の「融資あっせん申込書」に必要事項を記載し、次の書類を添えて、商工会議所・商工会へお申込みください。なお、融資対象(1)～(3)については、「融資あっせん申込み」又は「直接申込み」となっています（下表の★印）。

【必要な添付書類（金融機関及び保証協会で、融資（保証）審査上、別途書類が必要な場合あり）】

区分	融資対象			
	(1)	(2)	(3)	(4)
融資あっせん申込書（あっせん申込）	★	★	★	○
融資申込書（直接申込）				○
決算書2期分（※）	○	○	○	○
商業登記簿謄本又は登記事項証明書（法人の場合）	○	○	○	○
見積書又は契約書（設備資金の場合）	○	○	○	○
「特定中小企業者」であることの市町村長の認定書	○	○	－	－
「特例中小企業者」であることの市町村長の認定書	－	－	○	－
道が定める調書（別記様式）	－	－	－	○

（※）2期分の決算又は申告が終了していない方は、提出可能な決算書等及び直近の試算表

- ・ 中小企業等協同組合及び同構成員企業は、北海道中小企業団体中央会への申込みも可。
- ・ (公財)北海道中小企業総合支援センターの支援制度を利用する方は、同センターへの申込みも可。

### 4 そのほか

経営・金融に関するお困りごとは、「**新型コロナウイルス感染症に係る経営・金融特別相談室**」

（3/7（土）から、道庁経済部中小企業課で土日祝日も対応）に、お問い合わせください。

機関名	電話番号	機関名	電話番号
道庁経済部中小企業課	011-204-5346	檜山振興局商工労働観光課	0139-52-6641
空知総合振興局商工労働観光課	0126-20-0061	上川総合振興局商工労働観光課	0166-46-5940
石狩振興局商工労働観光課	011-204-5827	留萌振興局商工労働観光課	0164-42-8440
後志総合振興局商工労働観光課	0136-23-1362	宗谷総合振興局商工労働観光課	0162-33-2925
後志総合振興局小樽商工労働事務所	0134-22-5525	林・ウツクシ総合振興局商工労働観光課	0152-41-0636
胆振総合振興局商工労働観光課	0143-24-9589	十勝総合振興局商工労働観光課	0155-27-8537
日高振興局商工労働観光課	0146-22-9281	釧路総合振興局商工労働観光課	0154-43-9182
渡島総合振興局商工労働観光課	0138-47-9459	根室振興局商工労働観光課	0153-24-5619

- ・ 各（総合）振興局商工労働観光及び小樽商工労働事務所でも、相談対応しています。
- ・ お近くの商工会議所・商工会、北海道中小企業団体中央会又は（公財）北海道中小企業総合支援センターにもお問い合わせいただけます。

そのほか関連情報につきましては、道のホームページをご覧ください。

北海道 制度融資 新型コロナウイルス感染症  
<http://www.pref.hokkaido.lg.jp/kz/csk/kny/yuushi/korona-yuushi.htm>



新型コロナウイルス感染症により経営に影響を受けている中小・小規模企業等の皆様へ

## 新型コロナウイルス感染症に係る 中小企業向け融資制度のごあんない

道では、新型コロナウイルス感染症により経営に影響を受けている中小・小規模企業等の経営安定を図るため、次のとおり融資制度をご用意しました。

### 1 主なポイント

#### （1）融資対象など

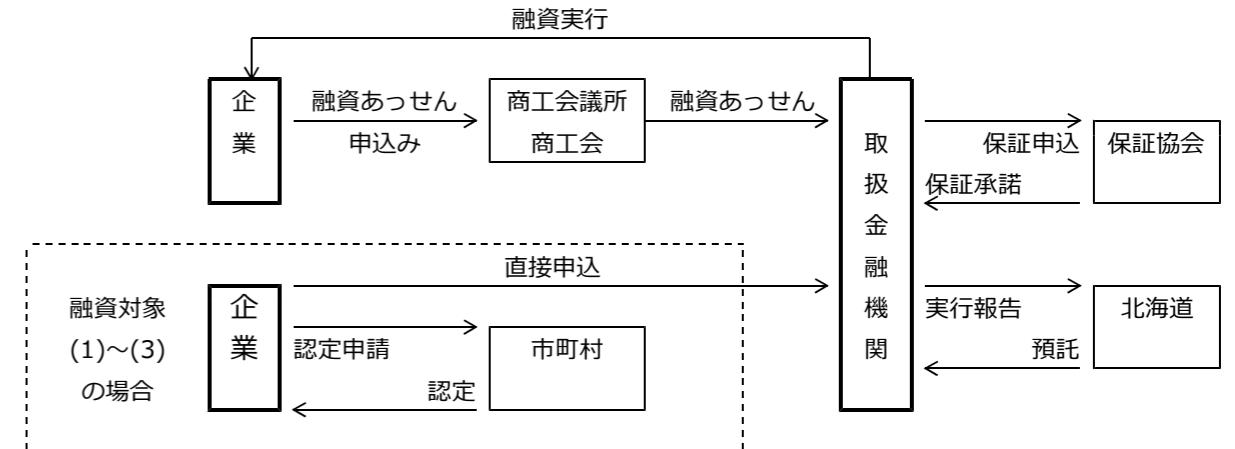
融資対象		道融資制度	保証協会	保証制度
(1)	売上高等の減少が前年同期比 <b>20%以上</b>	対象	別枠化	セーフティネット保証4号
(2)	売上高等の減少が前年同期比 <b>5%以上</b>			セーフティネット保証5号
(3)	売上高等の減少が前年同期比 <b>15%以上</b>			さらなる別枠化
(4)	(1)～(3)に該当しないが、売上高等の減少が前年同期比 <b>10%以上</b>			一般保証枠

【改正】 令和2年(2020年)1月29日：融資制度を適用、同年3月2日：融資対象(1)を追加、

同年3月6日：融資対象(2)を追加、同年3月13日：融資対象(3)を追加

#### （2）融資までの流れ（※詳しくは、「3 お申込み方法」をご参照ください）

道庁が融資審査を行い直貸する方式ではなく、取扱金融機関が融資審査を行い、融資を実行します（なお、信用保証協会による保証審査が別途あります）。



## 2 融資制度の内容

(融資制度名：中小企業総合振興資金 経済環境変化対応資金 経営環境変化対応貸付【認定企業】)

融資対象	資金使途	融資金額	融資期間	融資利率	担保及び償還方法	信用保証	取扱金融機関
(1) セーフティネット保証4号関係  影響を受けた事業者であって、中小企業信用保険法第2条第5項第4号の規定に基づく「特定中小企業者」であることの認定を受けた中小企業者等	特定中小企業者であることの認定は本社所在地を管轄する市町村長が行い、以下の要件のいずれにも該当することが必要（指定期間：令和2年2月18日～同年6月1日）  ① 指定地域（=47都道府県）において、事業を1年以上継続していること ② 影響を受けた後、原則として最近1か月の売上高等が前年同月に比して <b>20%以上</b> 減少しており、かつ、その後2か月を含む3か月の売上高等が前年同期比で <b>20%以上</b> 減少することが見込まれること	事業資金  道制度融資の借換に要する資金を含む  設備資金と運転資金の併用が可能（併用時の融資金額は、1企業あたり合計1億円が限度）	1億円以内  （うち据置2年内）	10年以内  （うち据置2年内）  年1.0%  （5年内）  年1.2%  （10年内）  変動金利  年1.0%  （融資期間が3年を超えるものに限る）	固定金利  年1.0%  （5年内）  年1.2%  （10年内）  変動金利  年1.0%  （融資期間が3年を超えるものに限る）	取扱金融機関の定めるところによります  （信用保証料は表の枠外で記載）	すべて信用保証協会の保証付きとします  ●北海道銀行 ●北洋銀行 ●道外本店銀行道内支店 ●農林中央金庫・商工中央金庫の道内支店 ●信用金庫 ●信用組合
(2) セーフティネット保証5号関係  影響を受けた事業者であって、中小企業信用保険法第2条第5項第5号の規定に基づく「特定中小企業者」であることの認定を受けた中小企業者等	特定中小企業者であることの認定は本社所在地を管轄する市町村長が行い、以下の要件のいずれかに該当することが必要  ① 指定業種に属する事業を行っており、最近3か月間の売上高等が前年同期比で <b>5%以上</b> 減少していること （ 時限的な運用緩和として、2月以降直近3か月の売上高が算出可能となるまでは、直近の売上高等の減少と売上高見込みを含む3か月間の売上高等の減少でも可（例：2月の売上高実績+3月・4月の見込み） ） ② 指定業種に属する事業を行っており、製品等原価のうち20%以上を占める原油等の仕入価格が20%以上上昇しているにもかかわらず、製品等価格に転嫁できていない者	（ 時限的な運用緩和として、2月以降直近3か月の売上高が算出可能となるまでは、直近の売上高等の減少と売上高見込みを含む3か月間の売上高等の減少でも可（例：2月の売上高実績+3月・4月の見込み） ）	（ 時限的な運用緩和として、2月以降直近3か月の売上高が算出可能となるまでは、直近の売上高等の減少と売上高見込みを含む3か月間の売上高等の減少でも可（例：2月の売上高実績+3月・4月の見込み） ）	（ 時限的な運用緩和として、2月以降直近3か月の売上高が算出可能となるまでは、直近の売上高等の減少と売上高見込みを含む3か月間の売上高等の減少でも可（例：2月の売上高実績+3月・4月の見込み） ）	（ 時限的な運用緩和として、2月以降直近3か月の売上高が算出可能となるまでは、直近の売上高等の減少と売上高見込みを含む3か月間の売上高等の減少でも可（例：2月の売上高実績+3月・4月の見込み） ）	（ 時限的な運用緩和として、2月以降直近3か月の売上高が算出可能となるまでは、直近の売上高等の減少と売上高見込みを含む3か月間の売上高等の減少でも可（例：2月の売上高実績+3月・4月の見込み） ）	（ 時限的な運用緩和として、2月以降直近3か月の売上高が算出可能となるまでは、直近の売上高等の減少と売上高見込みを含む3か月間の売上高等の減少でも可（例：2月の売上高実績+3月・4月の見込み） ）
	※「指定業種」（例：宿泊業、飲食業など）については、別紙（道庁ホームページに掲載）をご参照ください。						
(3) 危機関連保証関係  影響を受けた事業者であって、中小企業信用保険法第2条第6項の規定に基づく「特例中小企業者」であることの認定を受けた中小企業者等	特例中小企業者であることの認定は本社所在地を管轄する市町村長が行い、以下の要件に該当することが必要（指定期間：令和2年2月1日～令和3年1月31日）  ① 原則として、最近1か月間の売上高等が前年同月比で <b>15%以上</b> 減少しており、かつ、その後2か月間を含む3か月間の売上高等が前年同期比で <b>15%以上</b> 減少することが見込まれること						
(4) 影響を受けた事業者であって、制度取扱開始後、原則として最近1か月間の売上高等が前年同期比で <b>10%以上</b> 減少しており、かつ、その後2か月間を含む3か月間の売上高等が前年同期比で <b>10%以上</b> 減少することが見込まれる中小企業者等							

### 信用保証料

#### ●一般保証適用の場合

経営状況に応じて年0.45%～1.90%

（信用保証協会の定める要件に該当する場合は、0.1%又は0.2%割引）

特別小口保険適用の保証 年0.72%

（信用保証協会の定める要件に該当する場合は、0.1%割引）

#### ●そのほかの保証適用の場合

区分	経営安定関連保証適用の場合		危機関連保証適用の場合
	セーフティネット4号	セーフティネット5号	
普通保険適用の保証	年0.70%	年0.60%	年0.70%
無担保保険適用の保証	年0.68%	年0.58%	年0.68%
特別小口保険適用の保証	年0.48%	年0.41%	年0.48%

（信用保証協会の定める要件に該当する場合は、0.1%割引）